豊中市保育所等設置等に係る事前協議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次条の者が児童福祉法等(以下「法」という。)に定める保育所等を設置又は改築、大規模修繕等の施設整備及び移行(以下「設置等」という。)を実施しようとする際に、その認可の申請及び各種届出の手続きを行うための事前協議について、必要な事項を定める。

(対象事業者)

- 第2条 この要綱の対象となる者(以下「既存法人」という。)は次に記載する。
- 1 豊中市内で法に定める保育所、家庭的保育事業等及び認可外保育施設を運営する者
- 2 豊中市内で学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校を運営する者
- 3 豊中市内で就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に定める幼保連携型認定こども園を運営する者
- 4 豊中市内で社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業を運営する者

(保育所等の用地等)

- 第3条 保育所等の用地等の所有者(以下「物件所有者」という。)が次の事項に該当しないこと。
- 1 物件所有者が住民税又は法人住民税、固定資産税、都市計画税等を滞納している
- 2 物件所有者が暴力団(豊中市暴力団排除条例(平成25年度豊中市条例第25号) 第2条第1号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員 をいう。)又は暴力団密接関係者(同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。) に該当する

(事前協議)

- 第4条 既存法人が法に定める保育所等の設置等をしようとする際は、あらかじめ当該保育所等の設置等に係る計画の段階において、保育所等設置等事前協議書(様式第1号)と別表に掲げる書類を添付した上で市長に提出し、当該保育所等の設置等について協議するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による協議が成立したときは、その旨を保育所等設置等事前協議完了通知書(様式第2号)により既存法人に通知するものとする。

(本協議)

- 第5条 既存法人は、前条第2項の規定により、本協議を行うものとする。
- 2 本協議は、保育所等の認可・確認申請、保育所等の整備にかかる補助金申請、入札、 契約等について行うものとする。
- 3 本協議において、事前協議の内容を変更する場合はその内容を速やかに説明すること。

4 既存法人は、前条第2項の規定による通知を受けた後に、本協議を中止し辞退するときは、速やかに、その旨を保育所等設置本協議中止・辞退報告書(様式第3号)により市長に報告するものとする。

(設置認可の申請)

第6条 法に定める保育所等の設置認可申請については、豊中市保育所設置認可等要綱に基づき行う。

附則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年11月16日から施行し、平成28年4月1日以降の事業 実施分から適用する。

附則

この要綱は、平成30年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月7日から施行する。

(別表)

区分	協議書 (様式第1号)	平面図	検査済証	誓約書	近隣住民 への説明 の記録	送迎計画
保育所	0	0	Δ	\triangle	Δ	Δ
認定こども園 (幼保連携型)	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ
認定こども園 (幼稚園型・保育所型)	0	0	_	_	_	Δ
小規模保育事業A型	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ
事業所内保育事業	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ
施設型給付幼稚園	0	_	_	_	_	_

- ※検査済証については、既存園舎を活用する計画の場合のみご提出ください。
- ※建物及び土地所有者が申請者と異なる場合のみ誓約書をご提出ください。
- ※近隣住民への説明の記録及び送迎計画書については、創設(新築)により新たに施設を整備する場合や現在の送迎状況から変更する場合のみご提出ください。

豊中市長 様

所在地 法人名 代表者職・氏名

保育所等設置等事前協議書

児童福祉法等に規定する保育所等を設置・移行したいので、下記のとおり、必要書類を添えて協議の申込みをします。

記

1.	設置又は移行 □保育所 □幼保連携		卜規模保	育事業	A型	□事	業所内保	育事業	-	
2.	設置方法(ヿ	下記のい	づれか	にチェ	ックを	してださ	\$ (\ \)			
	施設整備を停	••			_		_	全む江	田」にチェ	- ぃカー てノ
		ナインノよく	'旭叹短	至切物	1 1 V ノ <i>わ</i> か	ロリム、「	山外作图	古で石	力」にノユ	- 99 0 (\
	ださい。									
	□賃貸物件	‡を活月	月(□検	查済証	が有り	□既存	字建築物	状況報告	音書が有り)
	口自己所有	す物件を	を活用(□検査済	斉証が有	育り □関	既存建築:	物状況報	告書が有り))
	□新築									
	□既存園舎	きを活用	Ħ							
	所在地:豊		, ,			(2名:)
	<u>1711年26 · E</u>	至上山1				(加山	<u>X47 · </u>			<u>) </u>
3.	事業開始日	(予定)								
	有	F F	日							
4	定員 (予定)									
1.	歳児	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
	が メンし	し が	1 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	△ 灰Ӽ	ひ が	4 灰	り が火			

歳児	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
人数 (人)							
1号							
2・3 号							

5. 添付資料 別表のとおり

 第
 号

 年
 月

 日

様

豊中市長 回

保育所等設置等事前協議完了通知書

年 月 日付けで提出のありました保育所等設置等事前協議書に基づく下記施設に係る事前協議については、協議が成立し、事前協議が完了しましたので、その旨を通知します。なお、今後、認可・認定・移行に向けた本協議を行うこととします。

記

- 1. 施 設 所 在 地 豊中市
- 2. 定 員
- 3. 事業開始予定日 年 月 日
- 4. 備 考

年 月 日

豊中市長 様

所在地 法人名 代表者職・氏名

保育所等設置等本協議中止·辞退報告書

年 月 日付けで事前協議が完了した下記施設について、本協議を 中止・辞退しますので、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設所在地
- 3 中止・辞退理由

誓約 書

<u>(運営予定者)</u>が実施を計画している保育所等に関わる建物・土地所有について、次の事項を誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して豊中市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

- 1 建物・土地について、住民税又は法人住民税、固定資産税、都市計画税等の税金を滞納していません。
- 2 豊中市暴力団排除条例第2条第1号、2号及び第3号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 3 豊中市が本誓約書の事実の確認のために、建物・土地所有者の個人情報を大阪府豊中警察署長又は大阪府豊中南警察署長へ提供することに同意します。

年 月 日

豊中市長 様

建物・土地所有者

(生年月日 年 月 日)

住所